

事務連絡

令和2年5月29日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

医療現場における手袋（滅菌・非滅菌）の取扱いについて

今般、新型コロナウイルス感染症の感染が世界的に収束していない中で、国としては、全国の医療現場における緊急の需要に対応すべく、医療用の個人防護具の確保・配布に努めているところです。

その中で、医療現場における手袋（滅菌・非滅菌）については、メーカー・卸のご協力によって当面の需要に応えられるだけの量の確保が図られているところです。他方、特に滅菌手袋については、当面の手術需要に対応できる量は確保されている一方で、本来の用途である手術等以外での利用や備蓄目的での発注も増えている実態があると聞きます。

こうした現状等を踏まえ、医療現場における手袋（滅菌・非滅菌）のご利用に際しての留意点等として、別添のとおり、

- ①非滅菌手袋が不足したときは水分が浸透しない素材の手袋で代替可能
- ②PCR検査での検体採取などは非滅菌手袋を使用し、滅菌手袋は無菌操作が必要な手技に限定して使用など目的ごとの適切な選択

といった取扱いを取りまとめましたので、ご参考としていただきますよう、お願いいたします。こういった取扱いを踏まえつつ、適正かつ効率的な使用と適正量の購入に努めていただくことをお願いいたします。

各医療機関等におかれては、これまでも様々な工夫や取組をされていることと存じますが、念のため貴管内の医療機関等の関係者に周知いただきますようお願いいたします。



別添

医療現場における手袋（滅菌・非滅菌）の取扱い

- ① 非滅菌手袋が不足したときの代替品について
天然ゴム、ポリエチレン、ニトリルゴムなどの水分が浸透しない素材の手袋で代替可能であること（家庭用手袋、工業用手袋、放射線防護手袋など）

- ② 滅菌手袋の取扱いについて
血液、体液等との接触から保護する目的でのみ使用する場合（例：PCR検査で検体を採取する場合）には非滅菌手袋を使用することとし、滅菌手袋については無菌操作が必要な手技（手術、骨髄穿刺、ドレーン挿入・管理、IVR等）に限定して使用するなど、使用目的ごとに適切に選択すること。